

国総環第 112 号
平成 18 年 12 月 5 日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省総合政策局環境・海洋課長

船舶からの油の排出基準の変更について(通知)

船舶からの油の排出については、1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約（以下「マルポール条約」という。）附属書 に基づき、我が国では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号）及び関係省令において規制しているところですが、今般、マルポール条約附属書 が改正されたことを受け、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和 46 年運輸省令第 38 号）を改正し、船舶からのビルジその他の油（タンカーの貨物油を含むものを除く。）の排出基準を変更することとなりました。

本改正は平成 19 年 1 月 1 日に施行され、これによりタンカー以外の船舶で総トン数 100 トン未満のものからビルジその他の油を排出する場合であっても、排出防止装置の作動が義務付けられる等排出基準が変更されることとなります。

つきましては、別添資料を参照の上、関係各位への周知をお願いいたします。

なお、本件については、国土交通省ホームページにも掲載されております。

(本件に関する連絡先)

国土交通省総合政策局環境・海洋課海洋室
林、久保

TEL : 03-5253-8267(直通)

船舶からの油の排出基準の変更について

背景

IMO(国際海事機関)は、国際的な海洋環境保護意識の向上等を背景とし、平成 16 年 10 月、MEPC52(海洋環境保護委員会第 52 回会合)において、1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約(以下「マルポール条約」という。)附属書 (油による汚染の防止のための規則)の改正を採択した。同改正は、平成 19 年 1 月 1 日に自動的に発効し、わが国対しても効力を有することとなる。このため、当該改正の内容を担保する必要があることから、今般、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則を改正し、船舶からのビルジその他の油(タンカーの貨物油を含むものを除く。以下同じ。)の排出基準について変更することとする。

概要

1 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 201 号)の改正

これまで船舶からのビルジその他の油の排出については、船舶及びビルジその他の油の区分ごとに排出基準が異なっていたが、マルポール条約附属書 の改正を受け、すべての船舶からのビルジその他の油の排出基準について、

希釈しない場合の油分濃度が 15ppm 以下であること

南極海域以外の海域において排出すること

船舶の航行中に排出すること

国土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること

とする。(第 1 条の 8 関係)

2 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和 46 年運輸省令第 38 号)の改正

これまでタンカー以外の船舶で総トン数 100 トン未満のものからのビルジその他の油の排出については、排出防止装置の作動は必要とされていなかったが、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の改正により、すべての船舶に対してビルジその他の油を排出する際に排出防止装置の作動が義務付けられたことから、上記 1 の国土交通省令で定める装置については以下の表のとおりとする。

(第 4 条関係)

総トン数 1 万トン(地中海海域、バルチック海海域、黒海海域、及び北西ヨーロッパ海域にあっては総トン数 400 トン)以上の船舶	油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置
総トン数 1 万トン(地中海海域、バルチック海海域、黒海海域及び北西ヨーロッパ海域にあっては総トン数 400 トン)未満の船舶	油水分離装置(燃料油タンクに積載した水バラストを排出する場合にあっては、油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置)

船舶からの油の排出基準の変更

1. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の改正

船舶からのビルジその他の油(タンカーの貨物油を含むものを除く。)の排出について、すべての船舶の排出基準を次のとおり統一。
 希釈しない場合の油分濃度が 15ppm 以下であること
 南極海域以外の海域において排出すること
 船舶の航行中に排出すること
 排出防止装置を作動させながら排出すること

○船舶からのビルジその他の油(タンカーの貨物油を含むものを除く。)の排出基準

	改正前		改正後
	全タンカー及び 100トン以上の非タンカー	100トン未満の 非タンカー	すべての船舶
一般海域	排出可 ・ 15ppm 以下 かつ ・ 航行中 かつ ・ 排出防止装置の 作動	排出可 ビルジを除く その他の油 ・ 100ppm 未満 かつ航行中 又は ・ 15ppm 以下	排出可 ・ 15ppm 以下 かつ ・ 航行中 かつ ・ 排出防止装置の 作動
南極海域以外の 特別海域		排出可 ・ 15ppm 以下 かつ ・ 航行中	
南極海域	排出不可		排出不可

改正前には、南極海域以外の特別海域における全タンカー及び 400 トン以上の非タンカー並びに南極海域におけるすべての船舶はビルジのみ排出可

南極海域以外の特別海域：地中海海域、バルチック海海域、黒海海域及び北西ヨーロッパ海域

2. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の改正

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の改正により、すべての船舶に対してビルジその他の油(タンカーの貨物油を含むものを除く。)を排出する際に作動が義務付けられた排出防止装置について、次のとおり規定。

総トン数 1 万トン(南極海域以外の特別海域にあつては総トン数 400 トン)以上の船舶

- ・油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置

総トン数 1 万トン(南極海域以外の特別海域にあつては総トン数 400 トン)未満の船舶

- ・油水分離装置(燃料油タンクに積載した水バラストを排出する場合には、油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置)

○一般海域において排出する場合

	改正前	改正後
総トン数 1 万トン以上の船舶		<ul style="list-style-type: none"> ・油水分離装置 ・ビルジ用濃度監視装置
総トン数 100 トン以上 1 万トン未満の非タンカー及び総トン数 1 万トン未満のタンカー		<ul style="list-style-type: none"> ・油水分離装置(燃料油タンクに積載した水バラストを排出する場合には、油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置)
総トン数 100 トン未満の非タンカー	排出防止装置の作動義務はなし	<ul style="list-style-type: none"> ・油水分離装置(燃料油タンクに積載した水バラストを排出する場合には、油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置)

○南極海域以外の特別海域において排出する場合

	改正前	改正後
総トン数 400 トン以上の船舶		<ul style="list-style-type: none"> ・油水分離装置 ・ビルジ用濃度監視装置
総トン数 400 トン未満の船舶	タンカー	<ul style="list-style-type: none"> ・油水分離装置 ・ビルジ用濃度監視装置
	非タンカー	<ul style="list-style-type: none"> ・油水分離装置(燃料油タンクに積載した水バラストを排出する場合には、油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置)

南極海域以外の特別海域：地中海海域、バルティック海海域、黒海海域及び北西ヨーロッパ海域